

令和6年4月～令和7年3月
平野区役所 総務課
補助作業（行政）会計年度任用職員
登録者募集要項

平野区役所総務課

平野区役所総務課では、事務事業の執行が一時的に増加するなど、一時期短期間に職員の増加を必要とする場合等に勤務していただく、「平野区役所総務課補助作業（行政）会計年度任用職員」（アルバイト）の事前登録者を募集します。

登録を希望される方は、この募集要項をご確認いただいたうえで、必要書類を平野区役所総務課までご提出ください。

令和6年4月～令和7年3月中に任用を開始する必要がある際、登録いただいた方の中から条件の合う方を選考し、補助作業に従事する会計年度任用職員として採用します。

※登録されたすべての方が必ず採用されるわけではありませんのでご注意ください。

1. 業務内容（希望する業務を選択してください。）

A 業務

- ・文書收受事務ほか一般事務の補助

B 業務

- ・期日前投票の用紙交付事務
- ・その他、選挙等に関する上記以外の簡易な補助作業

C 業務

- ・統計調査に関する書類・物品等の仕分け作業、その他簡易な補助作業
- ・国勢調査単位区設定にかかる簡易な現地確認業務等（市民対応はなし）

2. 登録資格

(1) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方

地方公務員法（抜粋）

<欠格条項>

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 年齢、学歴不問。また、日本国籍を有しない方も受験可能

※日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません

3. 任用期間

任用開始日から2か月以内（延長はありません）

A業務：原則として月初めからの期間となります

B業務：こちらから別途指定する期間となります

C業務：こちらから別途指定する期間となります

4. 勤務条件等

※勤務時間等の勤務条件は、従事する業務・期間等により異なります。

(1) 勤務時間

1日あたり7時間45分以内、1週間あたり30時間以内

- ・ A業務：平日（月曜日～金曜日）の10時30分～15時30分（休憩 12時～13時の1時間）勤務

（※文書通送の時間変更により、勤務時間が最長で1時間程度前後する可能性があります。ただし、1日あたりの勤務時間は5時間かつ、そのうち休憩時間は12時～13時の1時間です。）

- ・ B業務：平日及び休日（土曜日・日曜日・祝日）のいずれかの勤務
- ・ C業務：平日（月曜日～金曜日）の9時～17時30分の間で1日あたり7時間45分以内、1週間あたり30時間以内（休憩 12時～13時の1時間）勤務

(2) 勤務場所

- ・ A業務：大阪市平野区役所内（住所：大阪市平野区役所背戸口3丁目8番19号）
- ・ B業務：期日前投票の用紙交付事務については、
 - ・ 平野区役所内（住所：大阪市平野区背戸口3丁目8番19号）
 - ・ 平野区北部サービスセンター内（住所：大阪市平野区加美鞍作1丁目9番3号）
 - ・ 平野区民センター内（住所：大阪市平野区長吉出戸5丁目3番58号）上記の内いずれか、または複数個所。
その他、選挙等に関する簡易な補助作業については、
 - ・ 平野区役所内（住所：大阪市平野区背戸口3丁目8番19号）
 - ・ 平野区民センター内（住所：大阪市平野区長吉出戸5丁目3番58号）上記の内いずれか、または複数個所。
- ・ C業務：統計調査に関する書類・物品等の仕分け作業、その他簡易な補助作業については、

- ・ 大阪市平野区役所内（住所：大阪市平野区背戸口3丁目8番19号）
国勢調査単位区設定にかかる簡易な現地確認業務等（市民対応はなし）につ
いては、
- ・ 大阪市平野区内全域

（3）報酬等

時間額…1,148 円

日額…8,607 円（1日あたり7時間30分 週4日勤務）

6,890 円（1日あたり6時間 週5日勤務）

交通費…1か月55,000円を上限として別途支給

※上記報酬は募集時点のものであり、給与改定等により採用時には変更される場合
があります。また、交通費は別途支給します。

（4）報酬等支給方法

原則、月末締め切りの翌月17日支給、口座振込（本市職員に準ずる）

（5）加入保険

雇用保険

※雇用保険の加入は、雇用期間等により加入要件に満たない場合があります。

5. 服務事項

（1）採用された方の身分は短期間の地方公務員となるため、正規職員と同様に地方公務
員法の規定が適用され次の場合は、懲戒処分の対象となります。

（ア）地方公務員法又はこれに基づく条例などの規定に違反した場合

（イ）職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

（ウ）全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合

（2）営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念
義務や信用失墜行為の禁止等の服務規程については適用となるため、留意してくださ
い。

6. 登録の申込方法

（1）申込方法

平野区役所ホームページより次の書類をダウンロードし、必要事項を全て記入し、封筒
の表（おもて）に「会計年度任用職員応募」と朱書きし平野区役所総務課へ送付もしくは

持参してください。

(ア) 平野区役所補助作業（行政）会計年度任用職員採用申込書… 1 通

※過去 3 か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください

(イ) 申し立て書… 1 通

(ウ) 勤務可能期間確認票… 1 通

※提出書類は一切お返しできません

※申込書に記載の個人情報は、補助作業に従事する会計年度任用職員採用事務以外には使用いたしません

※上記(ア)～(ウ)の書類は平野区役所総務課（月曜日から金曜日の 9 時～17 時 30 分。祝日、年末年始を除く。）でお渡しすることも可能です。

※(ア)～(ウ)の書類は所定の様式に限ります。

※送付物の未到達事故等には責任を負いかねますので、簡易書留等の送達記録の残る方法により送付ください。

(2) 受付期間

令和 7 年 2 月 28 日（金曜日）まで 必着

持参の場合は、上記期間の月曜日から金曜日の 9 時から 17 時 30 分まで（祝日、年末年始を除く）

(3) 名簿への登録

申込書等受領後、補助作業に従事する会計年度任用職員登録者名簿に登録します。名簿の中から、必要に応じて選考し採用しますので、登録された方が必ず採用されるわけではありません。

(4) 登録の有効期間

登録の有効期間は名簿登載時点から令和 7 年 3 月 31 日までとなります。

(5) 登録の取消、変更、失効

他に就職が決定した等で登録を取り消される場合や、住所や連絡先を変更される場合は、必ず平野区役所総務課あてご連絡ください。

※登録後任用資格を満たさないことが判明した場合は、登録を取り消します。

7. 登録後の面接等の連絡

面接の日時や選考会場等に関する連絡は、任用する時期に合わせて申込書記載の連絡先に行いますので、日中（概ね 9 時～17 時 30 分の間）に連絡のつく連絡先をご記入くださ

い。

※登録いただいても、登録期間中(名簿登載時から令和7年3月31日)にすべての方に連絡があるわけではありませんので、ご了承ください。

8. 選考方法

面接等により採用を決定します。

選考結果は受験者本人あて通知します。

9. その他

この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

受験に際して大阪市が収集した個人情報(職員の採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します)。

10. 登録申込みと問合せ先

平野区役所 5階 総務課

〒547-8580 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号

電話：06-4302-9625

担当：会計年度任用職員(アルバイト)募集担当